

岡崎脱炭素計画ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「岡崎脱炭素計画」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する際の取扱いに関して必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 ロゴマークは、2050年におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、環境に配慮した取組を市・市民・事業者が一丸となって進めていくためのツールとして、脱炭素の普及啓発・機運醸成のために使用するものとする。

(ロゴマーク)

第3条 ロゴマークは別添に掲げる意匠とする。

(著作権等)

第4条 ロゴマークに関する著作権は、岡崎市に属する。

(使用者)

第5条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 政治的、宗教的その他特定の主張を行う目的のとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反する目的、岡崎市の信用または品位を害する目的、第三者の利益を害する目的及び反社会的であると認められる目的のとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、事業者、団体、政党若しくは宗教団体を岡崎市が支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が第2条に定める使用目的に鑑みて不適當であると市長が認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、ロゴマークの使用に関して、この要綱及び「岡崎脱炭素計画ロゴマニュアル」に定める事項を遵守し、ロゴマークの品位と機能を損なわないよう適正に使用しなければならない。

(使用届)

第7条 ロゴマークの使用を希望する者は、事前に岡崎脱炭素計画ロゴマーク使用届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の使用届が提出されたときは、その内容が第5条各号に該当しない又は

前条に違反しないと認められる場合、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- 3 前項の承認は岡崎脱炭素計画ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。使用を承認しない場合においても同通知書により通知するものとする。

（使用終了届）

第8条 ロゴマークの使用を終了（ロゴマークを使用した物品の販売又は配布の終了や媒体への掲載をやめること等をいう。）したときは、使用者は岡崎脱炭素計画ロゴマーク使用終了届出書（様式第3号）の提出をもって使用終了の旨を市長に連絡しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。